

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス族のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの。））への対応に関する資料

令和5年(2023年)5月

第1 感染状況

- 1 新型コロナウイルス感染状況等について…………… 1
- 2 市内の感染者数の状況について…………… 3

第2 感染症対策

1 対策本部体制等

- (1) 山陽小野田市新型コロナウイルス対策連絡会議の開催実績 …… 8
- (2) 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議の開催実績 …… 8

2 感染症対策関係

- (1) 新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種に対する対応について（健康増進課）
 - 1 新型コロナウイルス感染症に関する対応について …… 9
 - 2 発熱外来実施について…………… 10
 - 3 地域外来・検査センターについて…………… 10
 - 4 新型コロナウイルス感染症の臨時検査等について …… 10
 - 5 新型コロナウイルスワクチンについて…………… 12
- (2) 令和4年度までの新型コロナウイルス感染症への対応報告（病院局）…………… 15

3 施設運営関係

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る市の取組（マスク等の寄附採納、消毒用アルコール、飛沫感染防止シールド、検温センサー等の購入）（総務課）…………… 16
- (2) 小中学校の休校に伴う保育所等の対応について（子育て支援課）…………… 17

| | |
|-----------------------------------|----|
| (3) 保育所、児童クラブ等の休所等の状況について（子育て支援課） | 18 |
| (4) 公共施設の休館・利用制限について | 19 |
| (5) イベント関係の制限について | 21 |

第3 経済対策

1 補助、助成、給付金等

| | |
|---|----|
| (1) 新型コロナウイルス感染防止対策を行う店舗・事業所に関する事業（環境課） | 22 |
| (2) 令和2年度から令和4年度までの山陽小野田市商品券発行事業の実施について（商工労働課） | 23 |
| (3) 特別定額給付金の申請及び給付結果について（総務課） | 29 |
| (4) 令和3年度から令和4年度までにかけての給付金事業について（社会福祉課） | 30 |
| (5) 新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金について（子育て支援課） | 32 |
| (6) 新型コロナウイルス感染症に関連する補助（保育所、児童クラブ等）について（子育て支援課） | 34 |

2 特定財源関係

| | |
|--|----|
| (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業について（企画課） | 36 |
| (2) 新型コロナウイルス等感染症対策基金について（総務課） | 38 |

3 税、保険料の減免等

| | |
|--|----|
| (1) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（地方税関係）（税務課） | 39 |
| (2) 介護保険料の減免について（高齢福祉課） | 42 |
| (3) 国民健康保険に係る傷病手当金の給付について（保険年金課） | 43 |
| (4) 国民健康保険料の減免実績について（保険年金課） | 44 |
| (5) 後期高齢者医療制度保険料の減免実績について（保険年金課） | 45 |

新型コロナウイルス感染状況等について

令和元年12月に中国湖北省武漢市において病原体不明の肺炎患者が発生し、令和2年1月に新型コロナウイルスによるものと判明した。

国内では令和2年1月15日に最初の感染者が確認され、以降国内での感染拡大が始まった。

令和2年4月7日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に緊急事態宣言がなされ、令和2年4月16日には緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県へ変更されるなど、令和2年度は3回の感染流行の波が起き、アルファ株が流行した。

市内では令和2年4月27日に最初の感染者が確認され、令和2年7月22日に第2例目の感染を確認してから、徐々に感染者が増加していった。

令和2年度の市内における感染者の合計は、103人となった。

令和3年4月1日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いことから、令和3年4月5日に宮城県、大阪府、兵庫県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた。

また、大都市部を中心に感染者数の増加が続き重症者数も増加したことや、影響が懸念される変異株の感染者の増加が見られたことから、令和3年4月25日から東京都、京都府、大阪府、兵庫県に対して緊急事態宣言が行われた。

隣接県において感染が増加しており、山口県内も令和3年5月10日にステージ3へ移行。今後の医療提供体制への大きな支障を避けるため、山口県が5月18日から6月20日までを「山口県新型コロナ感染拡大防止集中対策期間」と定め、集中的な対策を講じることとなった。

令和3年7月頃に、国内において感染力の強いデルタ株への置き換わりが進み、全国的に感染拡大。19都道府県に緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が出される。

山口県においては、クラスターの発生等により新規感染者が急増し、医療提供体制への負荷が高まっていることから、令和3年8月13日から9月26日までを「デルタ株感

染拡大防止集中対策期間」と定め、外出機会を減らすなどの対策がとられた。

令和3年11月末以降、感染・伝播性の増加が示唆されるオミクロン株に置き換わり始め、令和3年12月24日に県内初のオミクロン感染者が確認された。

県内の一部地域を中心として感染者が急増したため、全国に先立って令和4年1月9日から31日まで岩国市・和木町のみ、まん延防止等重点措置が適用された。さらには、令和4年2月1日から20日まで山口県全域にまん延防止等重点措置が拡大された。

令和3年度は第4波から第6波の感染流行が起き、市内における感染者の合計は、1,175人となった。

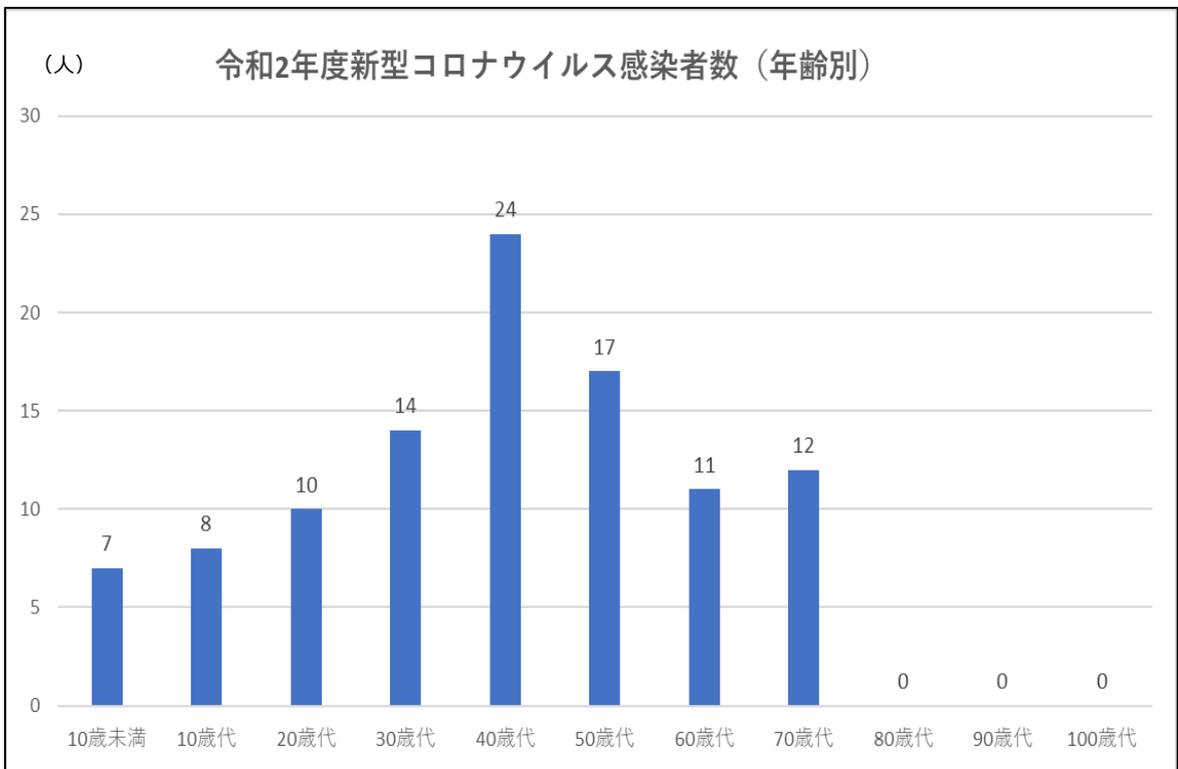
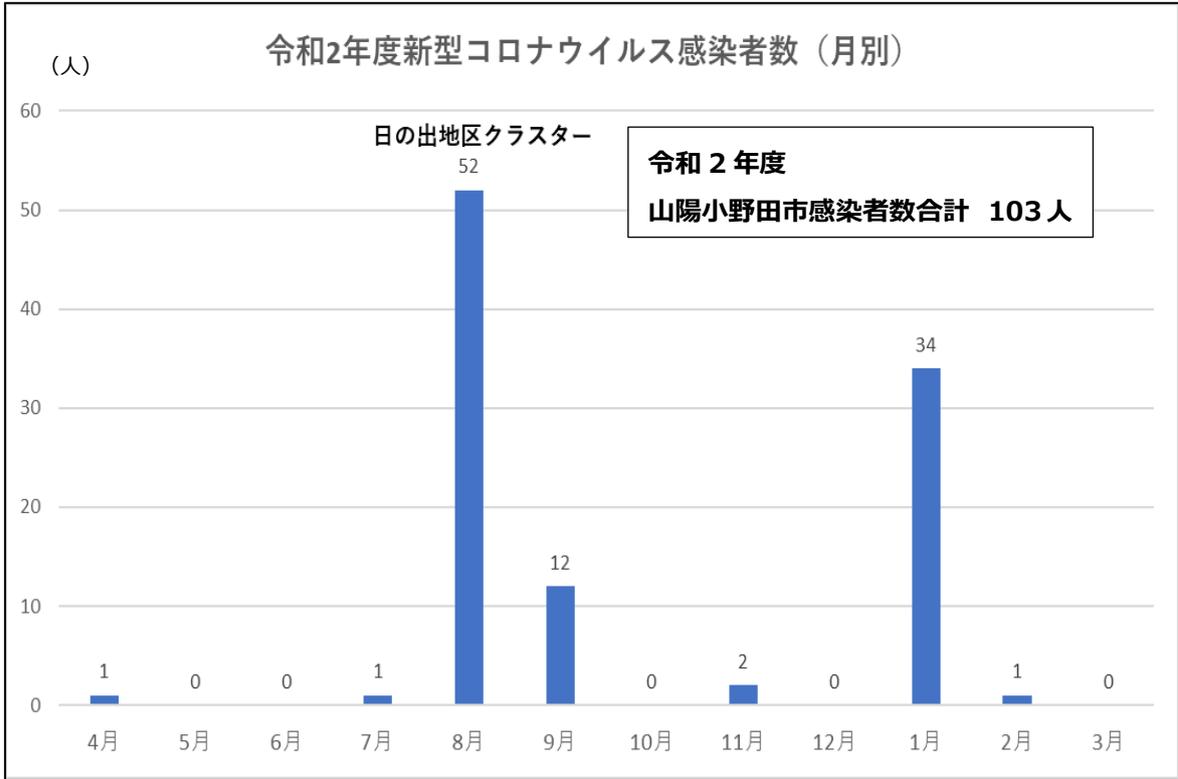
令和4年6月以降、感染者数がより増加しやすく免疫逃避が懸念される、オミクロン株 BA.5 系統が増加し、第7波に突入した。

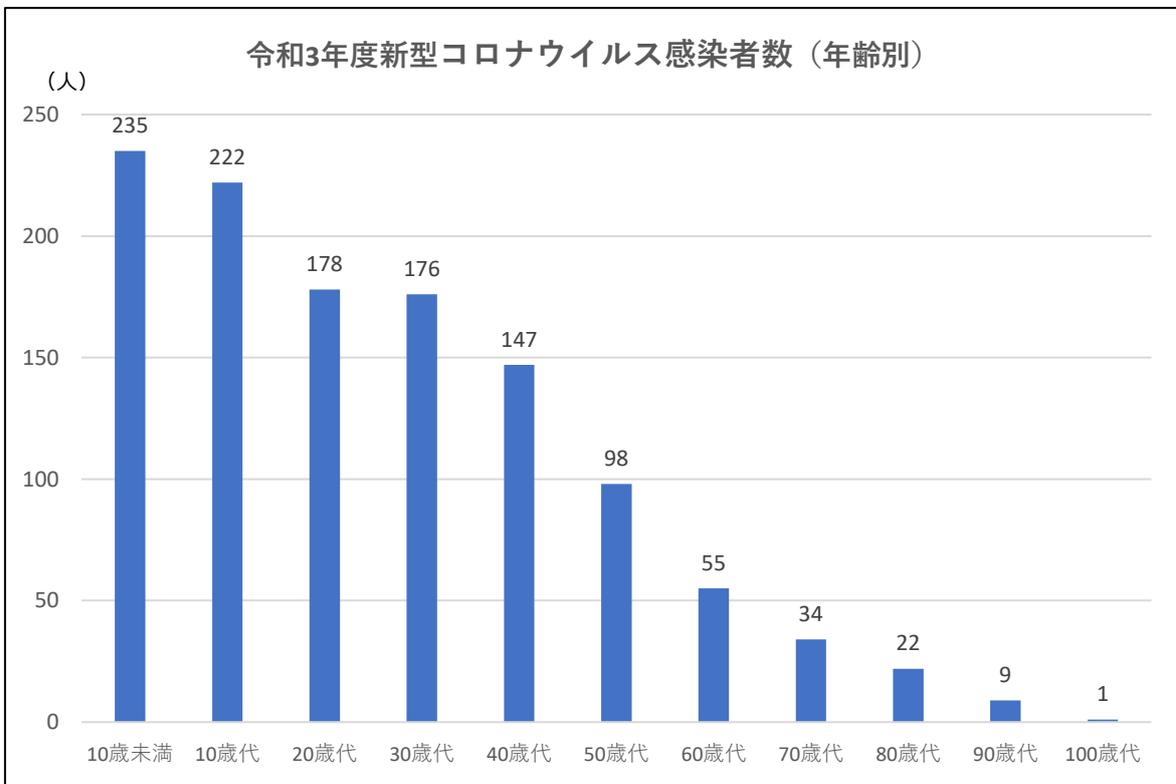
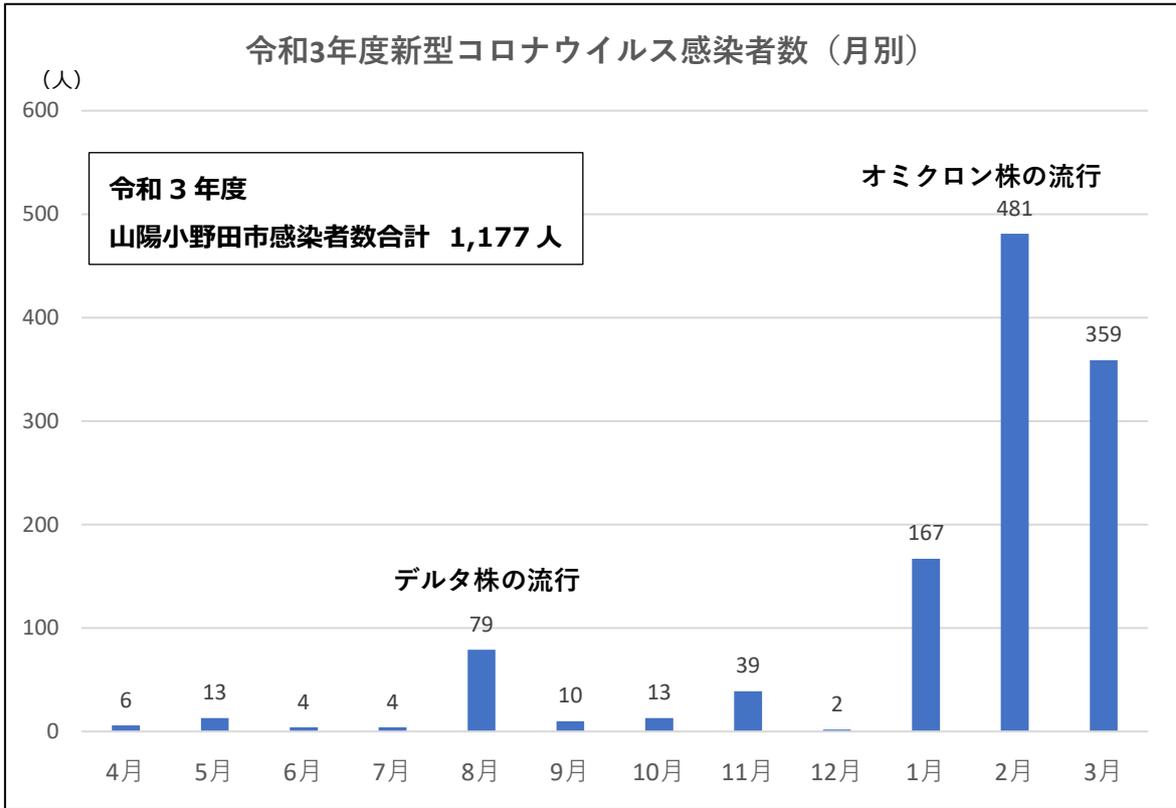
その後も感染のピークを迎えることもあり、令和5年1月5日に山口県で過去最多の5,097人/日の感染者数を確認した。しかしながら、新たな行動制限を行うのではなく、社会経済活動をできる限り維持し、「新しい生活様式」の定着を進めながら感染症対策に取り組んでいる。

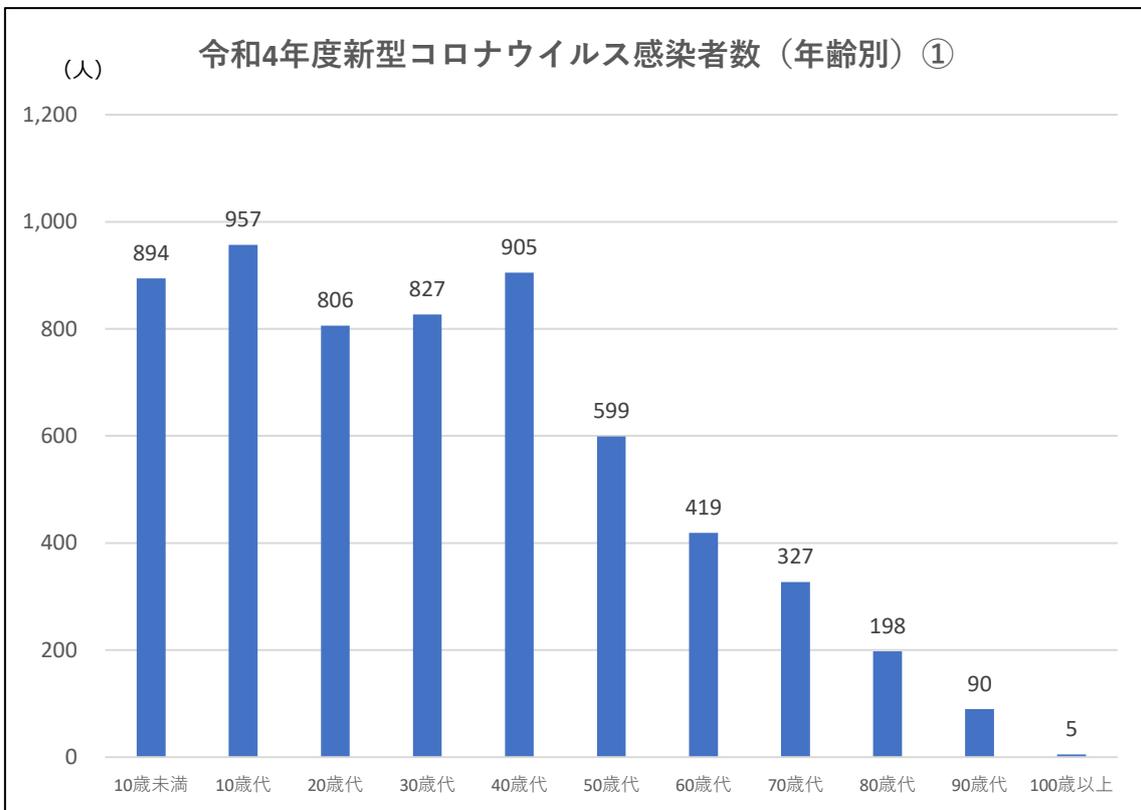
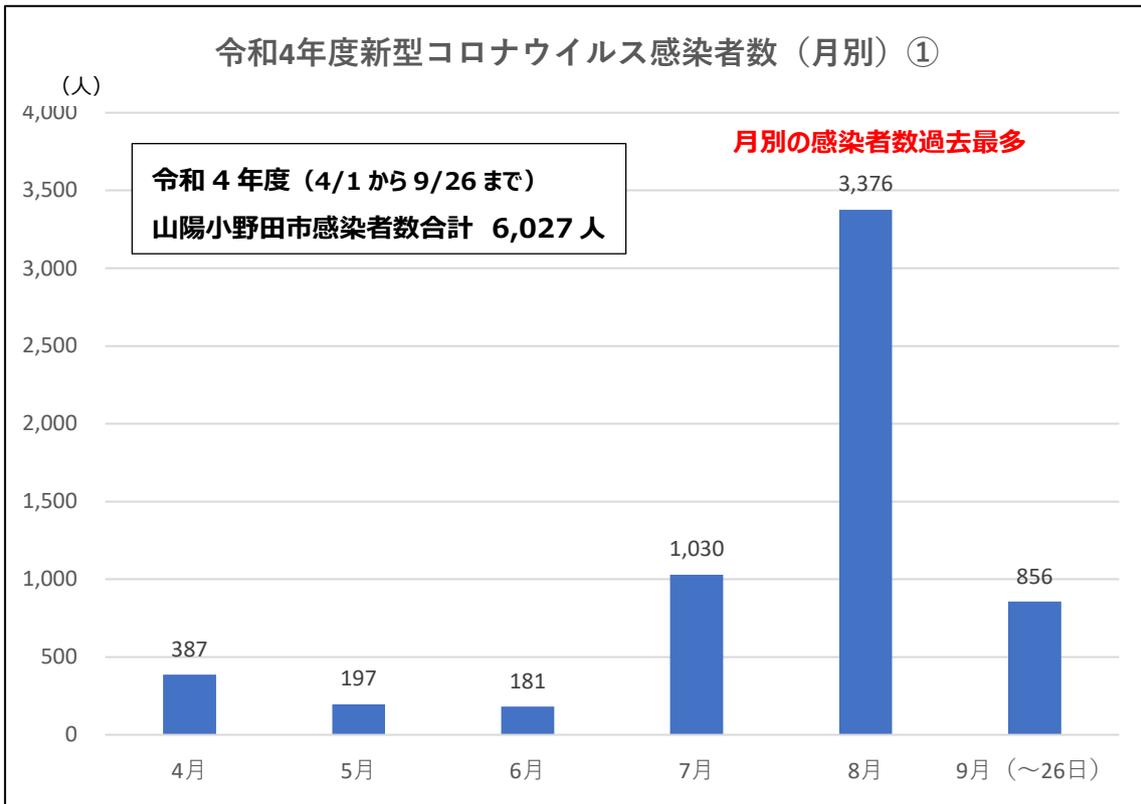
令和4年4月1日から9月26日までの市内における感染者の合計は、6,023人となった。令和4年9月27日以降は発生届の対象が変更となったため、報告のあった医療機関の所在する市町を管轄する保健所ごとの報告へと変更。令和4年9月27日から令和5年3月31日までの宇部保健所管内における感染者数の合計は21,976人となっている。

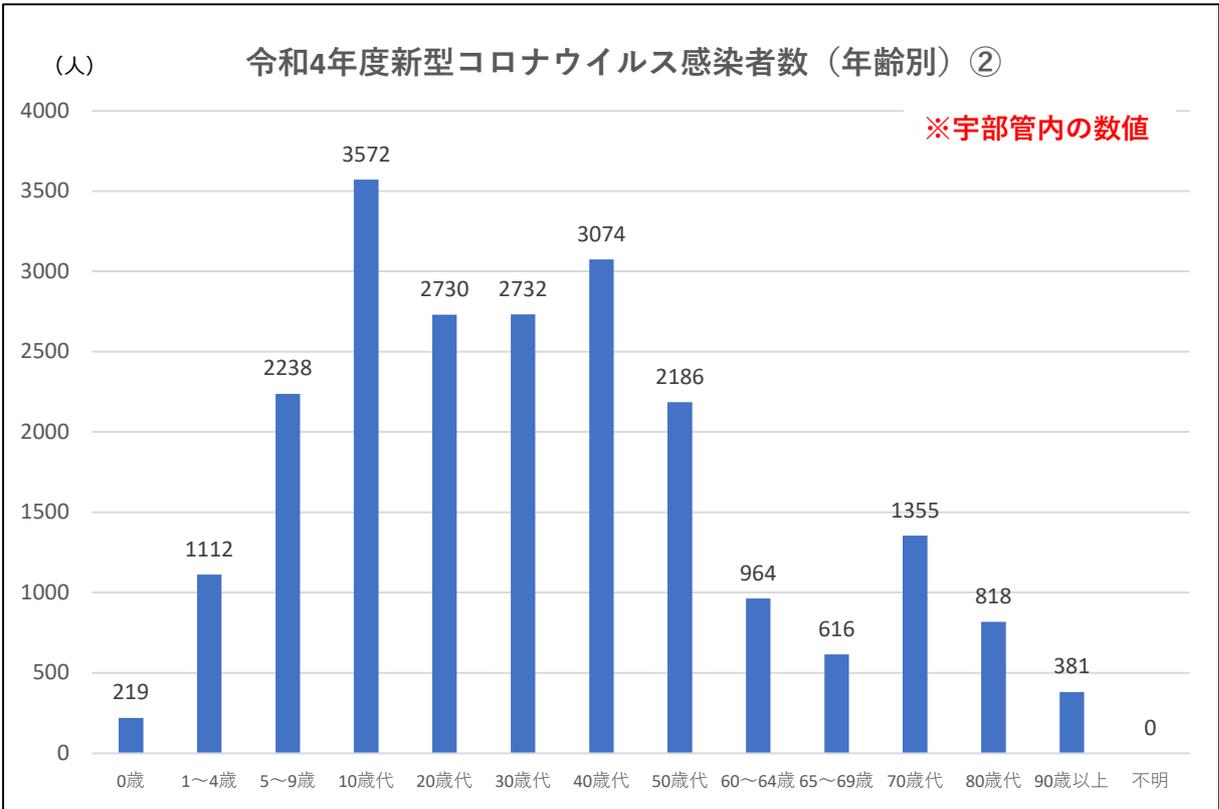
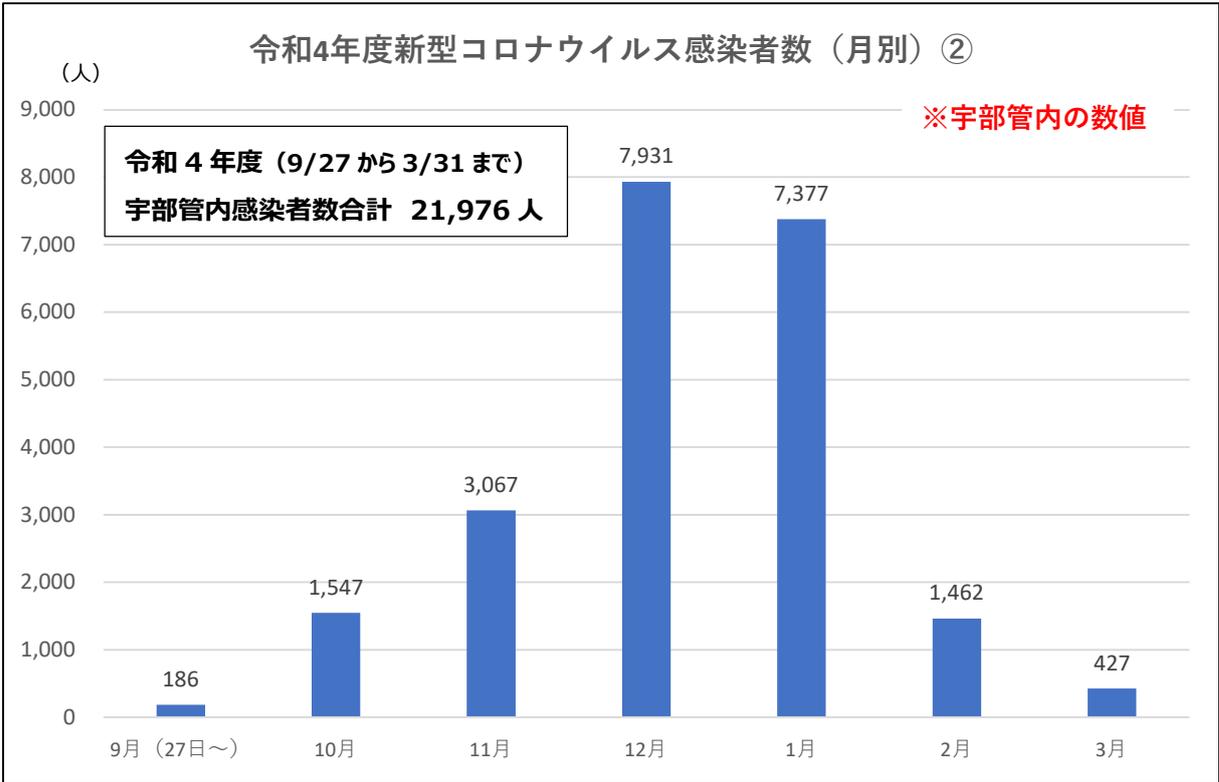
令和5年4月27日に国の新型コロナウイルス対策本部会議において、令和5年5月7日をもって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の2第3項の規定に基づき、同法の新型コロナウイルス等感染症と認められなくなり、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられることが正式に決定された。令和5年4月1日から令和5年4月30日までの宇部保健所管内における感染者数の合計は307人となっている。

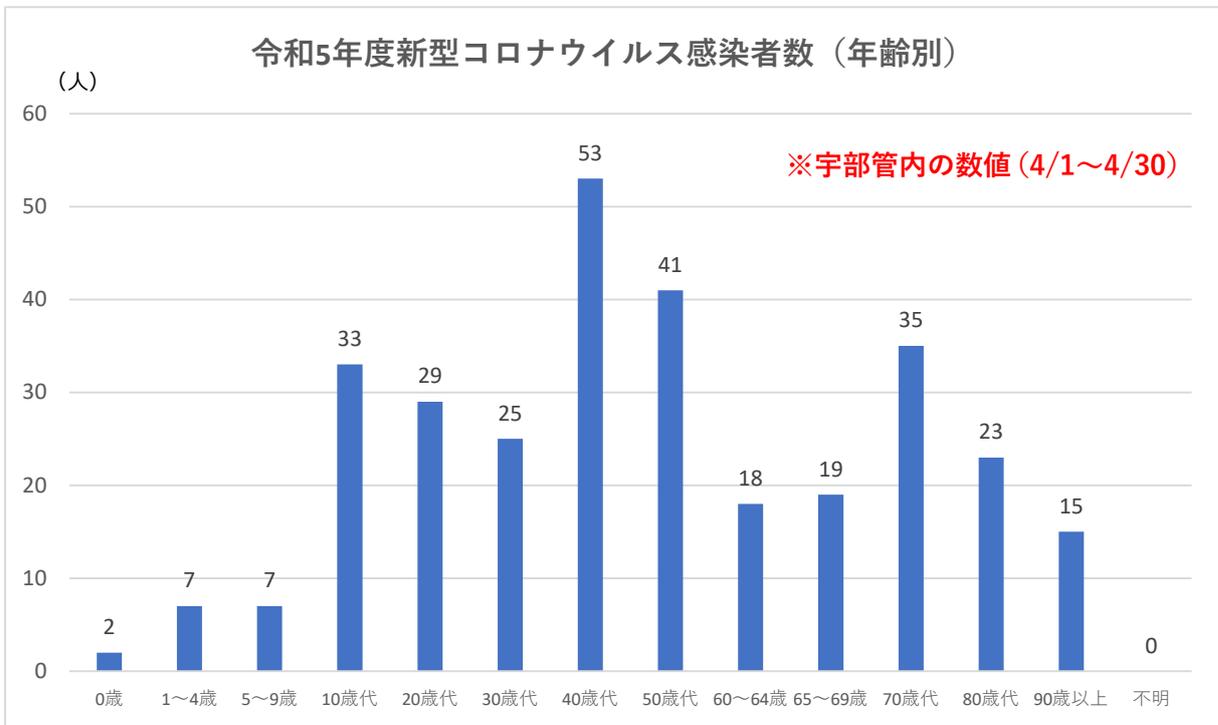
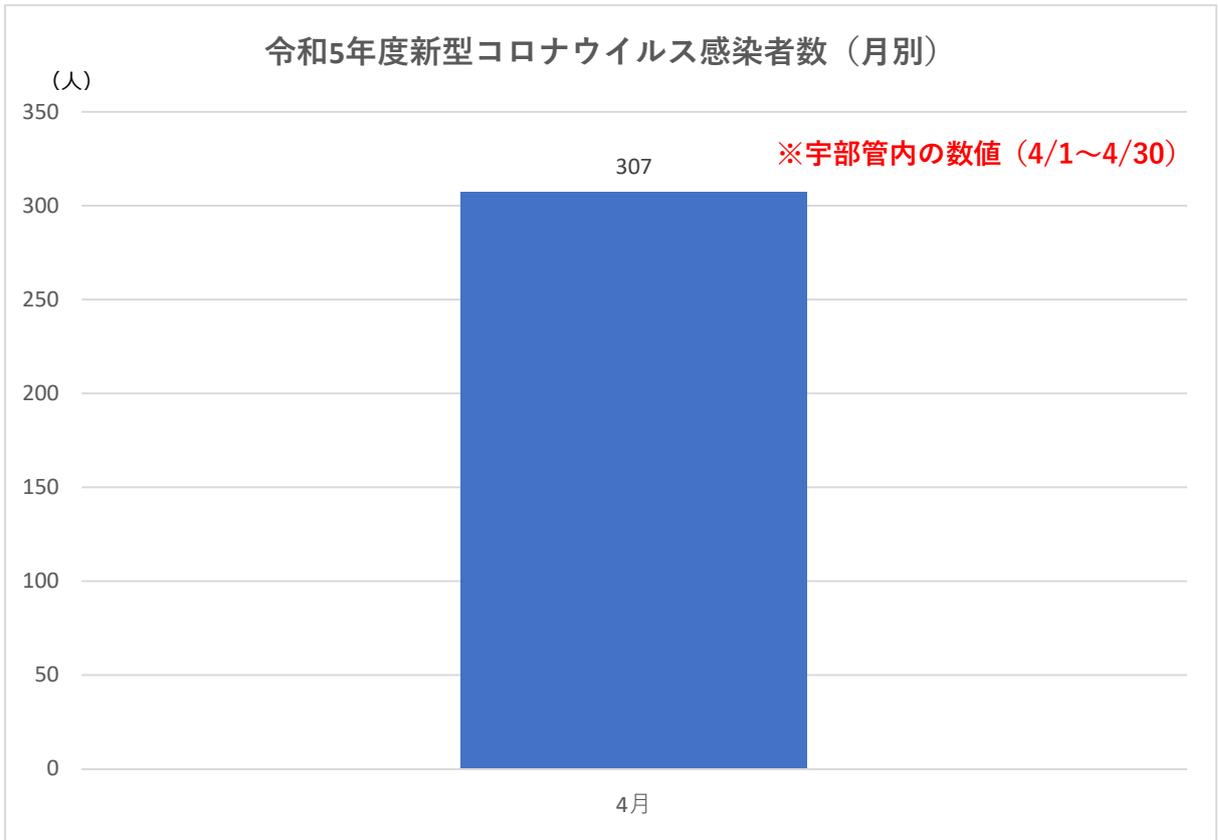
市内の感染者数の状況について











【山陽小野田市新型コロナウイルス対策連絡会議】

| 実施日 | 会議名 | 備考 |
|-----------|--------------------------|-----|
| 令和2年1月30日 | 第1回山陽小野田市新型コロナウイルス対策連絡会議 | 市要綱 |
| 令和2年2月18日 | 第2回山陽小野田市新型コロナウイルス対策連絡会議 | 市要綱 |

【山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議】

| 実施日 | 会議名 | 備考 |
|------------|----------------------------|-----------|
| 令和2年2月21日 | 第1回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年2月25日 | 第2回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年2月28日 | 第3回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年3月4日 | 第4回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年3月17日 | 第5回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年3月23日 | 第6回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年4月3日 | 第7・8回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年4月14日 | 第9回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和2年4月15日 | 第10回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和2年4月23日 | 第11回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和2年4月28日 | 第12回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和2年5月1日 | 第13回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和2年5月15日 | 第14回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年5月27日 | 第15回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年6月17日 | 第16回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年7月8日 | 第17回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年7月30日 | 第18回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年8月24日 | 第19回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年8月26日 | 第20回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年8月28日 | 第21回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年9月16日 | 第22回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年10月8日 | 第23回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和2年11月26日 | 第24回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和3年1月29日 | 第25回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和3年4月19日 | 第26回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和3年5月19日 | 第27回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和3年8月13日 | 第28回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法（書面会議） |
| 令和3年8月26日 | 第29回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和3年9月9日 | 第30回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法（書面会議） |
| 令和3年9月22日 | 第31回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法（書面会議） |
| 令和3年11月1日 | 第32回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱（書面会議） |
| 令和3年11月26日 | 第33回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |
| 令和4年1月26日 | 第34回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和4年2月18日 | 第35回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法 |
| 令和4年2月25日 | 第36回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法（書面会議） |
| 令和4年3月3日 | 第37回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法（書面会議） |
| 令和4年3月10日 | 第38回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法（書面会議） |
| 令和4年3月17日 | 第39回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 特措法（書面会議） |
| 令和4年3月31日 | 第40回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱（書面会議） |
| 令和4年4月6日 | 第41回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱（書面会議） |
| 令和5年2月6日 | 第42回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱（書面会議） |
| 令和5年3月7日 | 第43回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱（書面会議） |
| 令和5年5月8日 | 第44回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議 | 市要綱 |

新型コロナウイルス感染症及び新型コロナワクチン接種に対する対応について

令和5年5月8日

健康増進課

1 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

【新型コロナウイルス感染症に関する相談対応】

新型コロナウイルス感染症に関する相談（健康相談、受診相談、検査に関する相談、ワクチン接種等）に対応するため、健康増進課及びコールセンターに相談窓口を設置

（健康増進課対応実績）

| 年 度 | 件 数 |
|-------|--------|
| 令和2年度 | 268件 |
| 令和3年度 | 2,030件 |
| 令和4年度 | 1,111件 |
| 令和5年度 | 42件 |
| 合 計 | 3,451件 |

（コールセンター対応実績）

| 年 度 | 件 数 |
|-------|---------|
| 令和3年度 | 8,094件 |
| 令和4年度 | 3,388件 |
| 令和5年度 | 49件 |
| 合 計 | 11,531件 |

※令和5年度は4月1日～4月30日までの1か月間の実績である。

【保健所応援派遣】

「市町保健師の保健所相談業務の実施に関する応援協定書」（令和2年5月1日締結）に基づき、市職員（保健師等）を保健所へ派遣した

| 期 間 | 内派遣日数 | 内派遣人数 |
|-----------------|-------|-------|
| 令和4年1月24日～2月27日 | 35日 | 47人 |
| 令和4年3月29日～4月25日 | 22日 | 24人 |
| 令和4年7月21日～8月28日 | 33日 | 57人 |
| 合 計 | 90日 | 128人 |

2 発熱外来実施について

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大していく中、全国に緊急事態宣言が出されたこと、また地域住民の発熱等の症状による不安の解消を図るとともに、地域医療体制を維持し、地域住民の健康と安全を確保するために設置

開設期間：令和2年5月18日（月）～6月20日（土）

開設日時：月～土曜日 12時30分～14時30分

受診者数：12名

3 地域外来・検査センターについて

新型コロナウイルス感染症の検査を必要とする患者が、迅速かつ安心して検査を受けられるように令和2年10月5日に設置

（検査実績）

| 年 度 | 件 数 | うち陽性者数 |
|-------|--------|--------|
| 令和2年度 | 164件 | 6件 |
| 令和3年度 | 708件 | 147件 |
| 令和4年度 | 815件 | 319件 |
| 令和5年度 | 2件 | 0件 |
| 合 計 | 1,689件 | 472件 |

※令和2年度は10月5日～3月31日までの約6か月間の検査数である。

※令和5年度は4月1日～5月7日までの検査数である。

4 新型コロナウイルス感染症の臨時検査等について

【日の出地域を中心としたPCR検査実施】

実施時期：令和2年8月16日（日）～28日（金）

実施件数：190件

【臨時のPCR検査実施】

(1) 実施時期：令和3年8月18日（水）～20日（金）

受付方法：健康増進課に電話

受付件数：189件

(2) 時期・場所：令和3年11月12日（金） 商工センター

令和3年11月18日(木) 厚狭地区複合施設
令和3年11月25日(木) 市野球場
令和3年11月30日(火) 厚狭地区複合施設

受付件数：197件

- (3) 時期・場所：令和4年 4月 2日(土) 山陽小野田市役所駐車場
令和4年 4月 4日(月) 不二輸送機ホール(文化会館)
令和4年 4月 5日(火) 市野球場

受付件数：370件

【抗原検査キット配布】

- (1) 配布時期：令和4年 8月15日(月) 厚狭地区複合施設
令和4年 8月16日(火) 厚狭地区複合施設

場 所：厚狭地区複合施設

配 布 数：108件

- (2) 配布時期：令和4年12月30日(金)～令和5年1月2日(月)
令和5年1月8日(日)～9日(祝・月)

場 所：厚狭地区複合施設

配 布 数：170件

【山口県集中PCR検査等受付】

受付期間：令和3年12月20日(月)～令和5年5月2日(火)

受付件数：1,530件

5 新型コロナウイルスワクチンについて

【新型コロナウイルスワクチン接種の概要】

- 令和3年2月17日 初回接種開始
新型コロナウイルス感染症のアルファ株流行によりワクチンの初回接種開始
●対象者：当初 16歳以上
現在 生後6月以上
- 令和3年12月1日 3回目接種開始
新型コロナウイルス感染症のデルタ株流行によりワクチンの追加接種開始
●対象者：当初 18歳以上
現在 5歳以上
- 令和4年2月21日 小児初回接種開始
小児用として5歳以上11歳以下を対象に初回接種開始
- 令和4年5月25日 4回目接種開始
新型コロナウイルス感染症のオミクロン株流行によりワクチンの追加接種（従来株）開始
●対象者：当初 60歳以上及び基礎疾患を有する者
現在 上記に医療従事者等を加えた者
- 令和4年9月20日 令和4年秋開始接種（オミクロン株対応ワクチン）開始
従来株対応ワクチン（1価）と比べてより効果的な2価ワクチンが開発されたことにより、初回接種完了者を対象として接種開始
●対象者：12歳以上
- 令和4年10月13日 乳幼児接種開始
乳幼児用として6か月以上4歳以下を対象に接種開始
- 令和5年3月8日 小児用追加ワクチン（2価ワクチン）接種開始
小児用のオミクロン株対応ワクチンの追加接種開始
- 令和5年5月8日 春開始接種開始
- 令和5年9月以降 秋開始接種開始（予定）

【本市の新型コロナウイルスワクチン接種状況】

(1) 接種開始から令和4年3月末 129,505回

1回目 接種数：49,579回 接種率：80.53%

2回目 接種数：49,016回 接種率：79.62%

3回目 接種数：30,910回 接種率：50.21%

(2) 令和4年4月から令和5年4月末 64,066回

1回目 接種数：1,005回 接種率：83.13%

2回目 接種数：1,376回 接種率：82.81%

3回目 接種数：12,055回 接種率：70.54%

(うちオミクロン株対応ワクチン：1,242回)

4回目 接種数：31,336回 接種率：51.50%

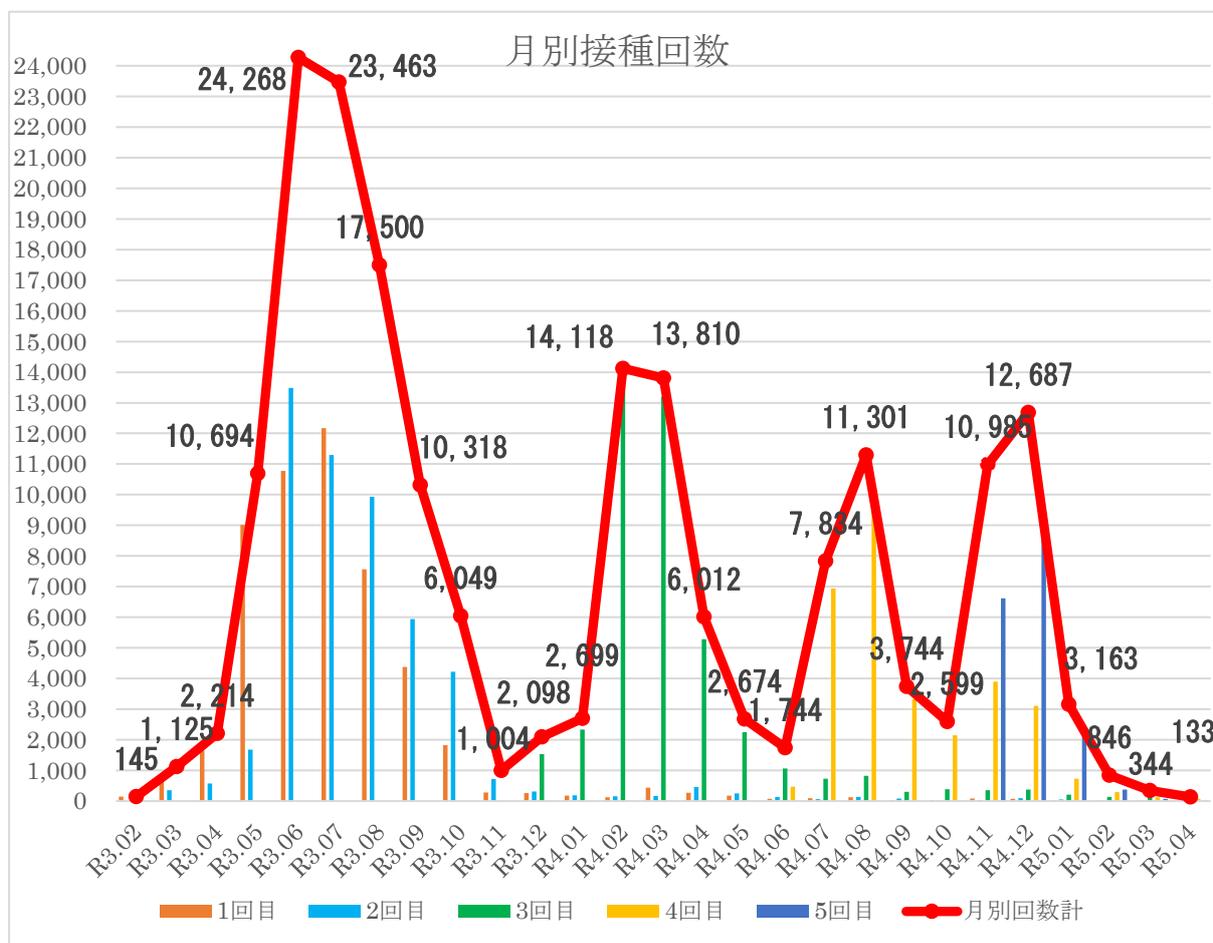
(うちオミクロン株対応ワクチン：10,560回)

5回目 接種数：18,294回 接種率：30.06%

(うちオミクロン株対応ワクチン：18,294回)

※新型コロナワクチン接種の実績については、令和5年4月30日時点のものです。

※接種率は各年度の1月1日時点の全人口に対するものです。



【本市の接種体制】

(1) 接種開始から令和4年3月末

(集団接種)

会場数：7会場

- ・青年の家 ・山口東京理科大学 ・市民病院
- ・保健センター ・埴生公民館 ・不二輸送機ホール
- ・厚狭地区複合施設（アリーナ）

実施数：52回

接種数：12,936回

(個別接種)

接種機関：接種医療機関と公的病院（市民病院、山口労災病院及び日赤病院）

接種数：116,569回

(2) 令和4年4月から令和5年4月末

(集団接種)

会場数：4会場

- ・保健センター ・埴生地域交流センター
- ・山口東京理科大学 ・不二輸送機ホール

実施数：20回

接種数：5,015回

(個別接種)

接種機関：接種医療機関と公的病院（市民病院、山口労災病院及び日赤病院）

接種数：59,051回

令和4年度までの新型コロナウイルス感染症への対応報告

病院局

【指定・登録】

- 令和2年4月21日 山口県新型コロナウイルス感染症入院協力医療機関 I
令和2年9月18日 令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業に係る「疑い患者を診療する医療機関」
令和2年11月1日 山口県診療・検査医療機関
令和3年2月19日 山口県新型コロナウイルス接種体制に係る「基本型接種施設」

【協定】

- 令和2年12月8日 山口県新型コロナウイルス感染症対策看護職員派遣に関する協定
令和4年4月1日 山口県クラスター対策チームへの職員派遣に関する協定

【外来】

- 令和2年2月21日 帰国者・接触者外来設置
令和2年4月 外来トリアージ開始
令和3年3月 ワクチン接種開始 延べ接種人数 13,250人（予診のみを含む）
令和3年8月 自宅療養者等のCT検査開始 撮影件数 18件（山口県からの依頼）

【入院】

- 令和2年3月 面会禁止開始
令和2年4月21日 新型コロナウイルス感染症入院病床の確保に係る要請 3床
現在の確保病床：最大15床（フェーズ1及び2：0床、フェーズ3及び4：15床）
病床については要請を受けてから原則14日以内に確保する。
延べ入院患者数 3,233人（うち妊婦178人）

【職員派遣】

- 令和3年1月以降 感染管理認定看護師 医療機関・高齢者施設等 21か所 2名
令和3年2月 看護師 県内医療機関1か所 4名
令和4年8月及び9月 DMA T クラスター支援チーム活動拠点本部 3名

【その他】

- 令和2年11月 院内におけるPCR検査開始 検査件数 2,417件
令和4年 8月 院内における抗原定量検査開始 検査件数 2,381件

新型コロナウイルス感染症に係る市の取組み

総務部総務課

1 寄附（危機管理室保存分）

◆マスク

| | |
|--------|---------|
| 令和2年4月 | 22,750枚 |
| 令和2年5月 | 62,000枚 |
| 令和2年6月 | 1,000枚 |
| 合計 | 85,750枚 |

※市役所各課、医師会、歯科医師会、急患診療所、小中学校、保育園、児童クラブ、保育協会、妊婦・障がい者、介護福祉事業所、商工会議所、自治会連合会、スマイルプランナー、統計調査員等へ配布。

現在の在庫は20,000枚。

- ◆防護服 令和2年6月 1,000枚
- ◆マウスシールド 令和2年11月 3,000枚
- ◆フェイスシールド 令和2年5月 200枚

2 新型コロナウイルス等感染症対策

| 購入品 | 購入量 | 備考 |
|--------------|--------|--|
| 消毒用アルコール | 5,650ℓ | 令和3年度までの数量 |
| 飛沫感染防止シールド | 133枚 | |
| マスク | 15.2万枚 | |
| 感染防止用テーブルガード | 98枚 | |
| 検温センサー | 13台 | 厚狭地区複合施設・不二輸送機ホール・埴生支所・南支所・市民館・市民体育館・中央図書館・サッカー交流公園・きらら交流館 【1台*9箇所】 山陽小野田市役所【4台】 |

【学校・保育園関係】

| 決定日 | 山陽小野田市 新型コロナウイルス 対策本部会議 | 決定事項 |
|---------|-------------------------------|--|
| R2.2.28 | 第3回 | ①小・中学校の休校 ②休校に伴い、児童クラブの対応を協議 |
| R2.4.3 | 第8回 | 小・中学校の再開 |
| R2.4.15 | 第10回 | ①小・中学校の休校 ②休校に伴い、児童クラブの対応を協議 |
| R2.4.16 | - | 児童クラブの利用自粛のお願い(緊急事態宣言が全国に拡大したため) |
| R2.4.21 | - | 保育園の利用自粛のお願い |
| R2.4.28 | 第12回 | ①小・中学校の休校延長 ②保育所・公立幼稚園・児童クラブについては原則として臨時休園・休所とし、真に保育が必要な場合のみの利用とする。 |
| R2.5.15 | 第14回 | 小・中学校の再開 |
| R2.8.20 | - | 市内一部地域での感染拡大に伴い、 ①市内の一部学校の休校 ②①に伴い児童クラブ及び児童館の休所・休館 |
| R2.8.24 | 第19回 | 市内一部地域での感染拡大に伴い、 ①市内の一部学校の休校 ②①に伴い児童クラブ及び児童館の休所・休館 |
| R2.8.26 | 第20回 | 市内一部地域での感染拡大に伴い、 ①該当校の休校 ②該当保育園の休園 ③該当児童クラブの休所、該当児童館の休館 |
| R2.8.28 | 第21回 | 市内一部地域での感染拡大に伴い、 ①該当校の休校 ②該当児童クラブの休所、該当児童館の休館 |

コロナ禍における各施設の休所等の状況について

※いずれの数値も延べ数

| 令和2年度 | 利用自粛 | | 一部休所 | | 臨時休所 | |
|---------|------|------|------|----|------|------|
| | 施設数 | 日数 | 施設数 | 日数 | 施設数 | 日数 |
| 保育所（公私） | 19箇所 | 190日 | 0箇所 | 0日 | 20箇所 | 464日 |
| うち一斉 | 19箇所 | 190日 | 0箇所 | 0日 | 19箇所 | 456日 |
| 児童クラブ | 13箇所 | 130日 | \ | | 17箇所 | 351日 |
| うち一斉 | 13箇所 | 130日 | | | 13箇所 | 312日 |
| 児童館 | \ | | \ | | 11箇所 | 417日 |
| うち一斉 | | | | | 7箇所 | 378日 |

| 令和3年度 | 利用自粛 | | 一部休所 | | 臨時休所 | |
|---------|------|----|------|-----|------|-----|
| | 施設数 | 日数 | 施設数 | 日数 | 施設数 | 日数 |
| 保育所（公私） | 2箇所 | 2日 | 16箇所 | 54日 | 9箇所 | 36日 |
| 児童クラブ | 0箇所 | 0日 | \ | | 1箇所 | 14日 |
| 児童館 | \ | | | | 1箇所 | 14日 |

| 令和4年度 | 利用自粛 | | 一部休所 | | 臨時休所 | |
|---------|------|-----|------|-----|------|----|
| | 施設数 | 日数 | 施設数 | 日数 | 施設数 | 日数 |
| 保育所（公私） | 4箇所 | 18日 | 8箇所 | 29日 | 1箇所 | 4日 |
| 児童クラブ | 1箇所 | 4日 | \ | | 0箇所 | 0日 |
| 児童館 | \ | | | | 1箇所 | 4日 |

スマイルキッズ休館日数

| 年 度 | 日 数 | 休館期間 |
|-------|------|-------------------------------|
| 令和元年度 | 31日 | 3/1-3/31 |
| 令和2年度 | 86日 | 4/1-5/24、8/23-9/23 |
| 令和3年度 | 105日 | 5/31-6/20、8/27-9/26、1/28-3/21 |
| 令和4年度 | 7日 | 4/1-4/7 |

【公共施設の休館・利用制限】

| 決定日 | 山陽小野田市 新型コロナウイルス 対策本部会議 | 決定事項 |
|---------|-------------------------------|--|
| R2.3.4 | 第4回 | 市内の屋内公共施設(公民館、体育館)の休館 |
| R2.3.23 | 第6回 | 市内の屋内公共施設(公民館、体育館)の休館を延長 |
| R2.4.3 | 第7回 | 市内の屋内公共施設(公民館、体育館)の再開 |
| R2.4.3 | 第8回 | 市内の屋内公共施設(公民館、体育館)の休館を継続 (隣接市に感染者が確認されたため) |
| R2.4.8 | — | 竜王山公園オートキャンプ場の閉鎖 |
| R2.4.14 | 第9回 | 屋外施設の利用中止 |
| R2.5.1 | 第13回 | ①施設利用の中止を延長 ②令和2年度の市民プールの利用中止 |
| R2.5.8 | — | 屋外施設の一部利用開始(条件付き) |
| R2.5.15 | 第14回 | 施設利用再開(利用は市民のみ) |
| R2.5.27 | 第15回 | 施設利用の条件緩和(利用を県内在住者に緩和) |
| R2.6.17 | 第16回 | 施設利用の条件緩和(利用者制限を解除) |
| R2.7.8 | 第17回 | 施設利用の条件緩和(利用人数の拡大) |
| R2.7.30 | 第18回 | 施設利用の条件の変更 ※スマイルキッズ、児童館のみ「利用日の2週間以内に県外へ移動している方」の利用を制限。 |
| R2.8.24 | 第19回 | 公共施設の利用中止 |
| R2.8.28 | 第21回 | 公共施設の利用中止の延長 |
| R2.9.16 | 第22回 | 公共施設の利用制限(人数制限) ※同期間、施設の利用を一部制限する。 |
| R3.5.19 | 第27回 | 公共施設の利用制限 ※新規の予約受付を停止。予約が入っているものについては、県外利用者の自粛を要請。 |
| R3.5.28 | — | 公共施設の利用制限の延長 |
| R3.6.18 | — | 公共施設の利用制限の解除 |
| R3.8.13 | 第28回 | 公共施設の利用制限(県外からの来場自粛を呼びかける) |
| R3.8.26 | 第29回 | 公共施設の休館 ※原則休館。利用者が中止又は延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない(既に納付されている場合は全額還付)。 |
| R3.9.9 | 第30回 | 公共施設の休館 ※原則休館。利用者が中止又は延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない(既に納付されている場合は全額還付) |
| R3.9.22 | 第31回 | 公共施設の利用制限解除 |
| R4.1.26 | 第34回 | ①子育て支援施設は、一部を除き休館 ②公共施設の利用について、感染拡大防止の観点から利用者がイベント等を中止、又は延期した場合は、キャンセル料は徴収しない。 ※使用料等が既に納付されているときは、金額を還付すること。 |
| R4.2.18 | 第35回 | ①子育て支援施設は、一部を除き休館 ②公共施設の利用について、感染拡大防止の観点から利用者がイベント等を中止、又は延期した場合は、キャンセル料は徴収しない。 ※使用料等が既に納付されているときは、金額を還付すること。 |
| R4.2.25 | 第36回 | ①子育て支援施設は、一部を除き休館 ②公共施設の利用について、感染拡大防止の観点から利用者がイベント等を中止、又は延期した場合は、キャンセル料は徴収しない。 ※使用料等が既に納付されているときは、金額を還付すること。 |

| 決定日 | 山陽小野田市 新型コロナウイルス 対策本部会議 | 決定事項 |
|---------|-------------------------------|--|
| R4.3.3 | 第37回 | ①子育て支援施設は、一部を除き休館 ②公共施設の利用について、感染拡大防止の観点から利用者がイベント等を中止、又は延期した場合は、キャンセル料は徴収しない。 ※使用料等が既に納付されているときは、金額を還付すること。 |
| R4.3.10 | 第38回 | ①子育て支援施設は、一部を除き休館 ②公共施設の利用について、感染拡大防止の観点から利用者がイベント等を中止、又は延期した場合は、キャンセル料は徴収しない。 ※使用料等が既に納付されているときは、金額を還付すること。 |
| R4.3.17 | 第39回 | 公共施設の利用制限解除 |
| R4.3.31 | 第40回 | ①子育て支援施設は、一部を除き休館 ②公共施設の利用について、感染拡大防止の観点から利用者がイベント等を中止、又は延期した場合は、キャンセル料は徴収しない。 ※使用料等が既に納付されているときは、金額を還付すること。 |
| R4.4.6 | 第41回 | 公共施設の利用制限解除 |

【イベント関係】

| 決定日 | 山陽小野田市 新型コロナウイルス 対策本部会議 | 決定事項 |
|----------|-------------------------------|---|
| R2.2.25 | 第2回 | 市主催、共催の行事、イベントの原則延期又は中止 |
| R2.3.23 | 第6回 | 市主催、共催の行事、イベントの原則延期又は中止を延長 |
| R2.4.3 | 第7回 | イベント、集会を再開 |
| R2.4.3 | 第8回 | イベント、集会の中止を継続 (隣接市において感染者が確認されたため) |
| R2.8.24 | 第19回 | 市主催の不要不急の会議・イベントの延期又は中止 |
| R2.9.16 | 第22回 | 市主催の不要不急の会議・イベントの再開 |
| R3.5.19 | 第27回 | ①5/31までに予定されている市主催のイベントについては原則、中止又は延期とする。 ②県外からの参加自粛を呼びかける。 ③5/31までに予定されている市後援のイベントについては、中止又は延期を要請する。 |
| R3.5.28 | — | 上記決定事項の延長。 |
| R3.6.18 | — | 市主催、後援等のイベント開催制限の解除 |
| R3.8.13 | 第28回 | ①8/31までに予定されている市主催のイベントについては原則、中止又は延期とする。 ②県外からの参加自粛を呼びかける。 |
| R3.8.26 | 第29回 | 上記決定事項の延長。 |
| R3.9.9 | 第30回 | ①9/26までに予定されている市主催のイベントについては原則、中止又は延期とする。 ②県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請。 |
| R3.9.22 | 第31回 | イベント開催制限の解除。 |
| R3.11.25 | 第33回 | イベント開催時のチェックリストの作成。 |
| R4.1.26 | 第34回 | 市主催のイベント等は、感染拡大防止対策を徹底の上、開催すること。 ただし、大声又は飲食を伴うものについては、中止し、又は延期すること。 |
| R4.2.18 | 第35回 | 上記決定事項の延長。 |
| R4.2.25 | 第36回 | 上記決定事項の延長。 |
| R4.3.3 | 第37回 | 上記決定事項の延長。 |
| R4.3.10 | 第38回 | 上記決定事項の延長。 |
| R4.3.17 | 第39回 | 市主催のイベント等について、開催制限を解除。 |
| R5.2.6 | 第42回 | 市主催のイベント等の開催における対応について 「大声あり」のイベントについて、感染防止安全計画策定等による基本的な感染対策の実施を前提として、収容率上限を50%とする制限を廃止し、100%とする。 |

新型コロナウイルス感染防止対策を行う店舗・事業所に関する事業（環境課）

1 山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店舗等応援制度

(1) 事業概要

市内の店舗や事業所に対し、新型コロナウイルス感染防止対策を周知するとともに、感染防止対策に取り組む店舗等を広く紹介し、店舗等が事業を継続できる環境づくりを推進するため、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組として、市の定める対策を実践する店舗にスマイルステッカー等を配布し、ホームページで紹介する。

(2) 実施期間

(ア) 飲食店 令和2年9月9日から

(イ) 飲食店以外 令和2年11月13日から

(3) 登録店舗数（令和5年3月末現在）

(ア) 飲食店 146件

(イ) 飲食店以外 333件

内訳：宿泊業1件、小売業164件、理美容業47件、クリーニング業5件、娯楽業3件、学習支援業17件、その他業種96件

2 山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策費助成金事業

(1) 事業概要

市内の店舗や事業所における新型コロナウイルス感染防止対策の推進及び安全・安心な利用環境の向上を図るため、取組宣言店が感染防止対策に必要な物品や機器の購入に対し、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策費助成金を支給する。

(2) 申請期間

令和2年11月16日から令和3年3月31日

(3) 助成金交付店舗数及び助成金額

(ア) 飲食店 127件 10,258千円

(助成率9/10 一店舗当たり上限9万円)

(イ) 飲食店以外 279件 11,293千円

(助成率9/10 一店舗当たり上限4万5千円)

内訳：小売業134件、理美容業45件、クリーニング業5件、娯楽業3件、学習支援業15件、その他業種77件

※取組宣言された飲食店については、申請書受理後、現地確認を実施している。

令和2年度山陽小野田市商品券発行事業実施概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起するため、全市民等に商品券を配付する。

2 実施主体

山陽小野田市

(取扱店の募集支援、換金などは市、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する「山陽小野田市商品券発行事業推進協議会」(事務局：市)を設置して実施)

3 商品券の配付対象者

- (1) 令和2年8月1日時点で山陽小野田市の住民基本台帳に登録されている者
対象人数 61,916 人
- (2) 令和2年8月1日時点で山口東京理科大学の学生((1)に該当しない者)
対象人数 747 人

4 商品券

- (1) 名 称 山陽小野田市スマイルチケット
- (2) 発行者 山陽小野田市
- (3) 額 面 500 円
- (4) 種 類
 - ①専用券 取扱店のうち市内の飲食店、小規模事業者、タクシー事業者で利用可能
 - ②共通券 取扱店全店で利用可能
- (5) 使用期限 令和3年2月28日
- (6) 配布対象者への配付数
1人につき5,000円分の商品券(500円×10枚)を配付
※専用券(500円×5枚)及び共通券(500円×5枚)

5 商品券の取扱い

- ・商品券は、事前に登録された取扱店のみで利用できる。
- ・商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止する。
- ・商品券の額面以下の利用の場合であっても釣銭は渡さない。
- ・利用期間を過ぎた商品券は利用できない。また返金も不可とする。
- ・次のような場合は商品券を利用できない。
 - ① 公共料金、たばこの支払い
 - ② 有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの

6 商品券取扱事業者

- (1) 資格 山陽小野田市内に店舗等を有す事業者
- (2) 募集方法 公募による申込み
- (3) 募集期間 令和2年7月1日から令和2年7月31日まで
- (4) 取扱店舗数 546店舗
- (5) 換金方法 市内の指定金融機関に使用済みの商品券を持参し換金する。
(指定口座へ入金)

7 スケジュール

- 令和2年7月1日 商品券取扱事業所募集（～7月31日まで）
※取扱店は7/31以降も随時募集
- 令和2年9月7日～8日 取扱事業所へ取扱店舗登録等の文書発送
- 令和2年9月30日 商品券を市民（世帯ごと）へ郵送（～10月17日まで）
- 令和2年10月5日 金融機関での商品券換金開始（基本的に毎月3のつく日に換金）
- 令和2年10月13日 商品券を理科大生へ郵送（～1週間程度）
- 令和3年2月28日 商品券使用期限
- 令和3年3月15日 金融機関での商品券換金終了

7 実績等

・商品券換金

- (1) 商品券配付枚数 625,870枚
- (2) 商品券換金枚数 607,484枚
- (3) 商品券換金額 303,742,000円（利用率：97.0%）

・事業費等

- (1) 事務費支出額 36,035,351円（印刷製本費、通信運搬費、手数料、業務委託料、人件費等）
- (2) 事業費支出額 303,742,000円（商品券換金額）
- (3) 交付金充当額 339,000,000円

令和3年度山陽小野田市商品券発行事業実施概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起するため、全市民等に商品券を配付する。

2 実施主体

山陽小野田市

(取扱店の募集支援、換金などは市、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する「山陽小野田市商品券発行事業推進協議会」(事務局：市)を設置して実施)

3 商品券の配付対象者

- (1) 令和3年6月16日時点で山陽小野田市の住民基本台帳に登録されている者
対象人数 61,161 人
- (2) 令和3年6月16日時点で山口東京理科大学の学生 ((1) に該当しない者)
対象人数 814 人

4 商品券

- (1) 名 称 山陽小野田市スマイルチケット
- (2) 発行者 山陽小野田市
- (3) 額 面 500 円
- (4) 種 類
 - ①専用券 取扱店のうち市内の飲食店、小規模事業者、タクシー事業者で利用可能
 - ②共通券 取扱店全店で利用可能
- (5) 使用期限 令和4年2月28日
- (6) 配布対象者への配付数
1人につき5,000円分の商品券(500円×10枚)を配付
※専用券(500円×6枚)及び共通券(500円×4枚)

5 商品券の取扱い

- ・商品券は、事前に登録された取扱店のみで利用できる。
- ・商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止する。
- ・商品券の額面以下の利用の場合であっても釣銭は渡さない。
- ・利用期間を過ぎた商品券は利用できない。また返金も不可とする。
- ・次のような場合は商品券を利用できない。
 - ① 公共料金、たばこの支払い
 - ② 有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの

6 商品券取扱事業者

- (1) 資格 山陽小野田市内に店舗等を有す事業者
- (2) 募集方法 公募による申込み
- (3) 募集期間 令和3年6月16日から令和3年7月5日まで
- (4) 取扱店舗数 570店舗
- (5) 換金方法 市内の指定金融機関に使用済みの商品券を持参し換金する。
(指定口座へ入金)

7 スケジュール

- 令和3年6月16日 商品券取扱事業所募集（～7月5日まで）
※取扱店は7/5以降も随時募集
- 令和3年8月2日 取扱事業所へ取扱店舗登録等の文書発送
- 令和3年8月11日 商品券を市民（世帯ごと）へ郵送（～8月27日まで）
- 令和3年8月23日 金融機関での商品券換金開始（基本的に毎月3のつく日に換金）
- 令和3年9月21日 商品券を理科大生へ郵送（～1週間程度）
- 令和4年2月28日 商品券使用期限
- 令和4年3月14日 金融機関での商品券換金終了

7 実績等

・商品券換金

- (1) 商品券配付枚数 619,060枚
- (2) 商品券換金枚数 602,915枚
- (3) 商品券換金額 302,998,050円（利用率：97.4%）

・事業費等

- (1) 事務費支出額 38,266,775円（印刷製本費、通信運搬費、手数料、業務委託料、人件費等）
- (2) 事業費支出額 302,998,050円（商品券換金額）
- (3) 交付金充当額 301,972,000円

令和4年度山陽小野田市商品券発行事業実施概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等に鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起するため、全市民等に商品券を配付する。

2 実施主体

山陽小野田市

(取扱店の募集支援、換金などは市、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する「山陽小野田市商品券発行事業推進協議会」(事務局：市)を設置して実施)

3 商品券の配付対象者

- (1) 令和4年6月1日時点で山陽小野田市の住民基本台帳に登録されている者
対象人数 60,509人
- (2) 令和4年6月1日時点で山口東京理科大学の学生((1)に該当しない者)
対象人数 858人

4 商品券

- (1) 名称 山陽小野田市スマイルチケット
- (2) 発行者 山陽小野田市
- (3) 額面 500円
- (4) 種類
 - ①専用券 取扱店のうち市内の飲食店、小規模事業者、タクシー事業者で利用可能
 - ②共通券 取扱店全店で利用可能
- (5) 使用期限 令和5年2月28日
- (6) 配布対象者への配付数
1人につき5,000円分の商品券(500円×10枚)を配付
※専用券(500円×6枚)及び共通券(500円×4枚)

5 商品券の取扱い

- ・商品券は、事前に登録された取扱店のみで利用できる。
- ・商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止する。
- ・商品券の額面以下の利用の場合であっても釣銭は渡さない。
- ・利用期間を過ぎた商品券は利用できない。また返金も不可とする。
- ・次のような場合は商品券を利用できない。
 - ① 公共料金、たばこの支払い
 - ② 有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの

6 商品券取扱事業者

- (1) 資格 山陽小野田市内に店舗等を有す事業者
- (2) 募集方法 公募による申込み
- (3) 募集期間 令和4年6月1日から令和4年6月20日まで
- (4) 取扱店舗数 573店舗
- (5) 換金方法 市内の指定金融機関に使用済みの商品券を持参し換金する。
(指定口座へ入金)

7 スケジュール

- 令和4年6月1日 商品券取扱事業所募集（～6月20日まで）
※取扱店は6/20以降も随時募集
- 令和4年7月19日 取扱事業所へ取扱店舗登録等の文書発送
- 令和4年7月30日 商品券を市民（世帯ごと）へ郵送（～8月14日まで）
- 令和4年8月23日 金融機関での商品券換金開始（基本的に毎月3のつく日に換金）
- 令和4年9月28日 商品券を理科大生へ郵送（～3日程度）
- 令和5年2月28日 商品券使用期限
- 令和5年3月13日 金融機関での商品券換金終了

8 実績等

・商品券換金

- (1) 商品券配付枚数 613,100枚
- (2) 商品券換金枚数 597,704枚
- (3) 商品券換金額 298,852,000円（利用率：97.5%）

・事業費等

- (1) 事務費支出額 43,466,954円（印刷製本費、通信運搬費、手数料、業務委託料、
人件費等）
- (2) 事業費支出額 298,852,000円（商品券換金額）
- (3) 交付金充当額 341,528,000円

特別定額給付金の申請及び給付結果について

令和2年(2020年)9月15日

総務部 総務課 新型コロナ対策室

1 取組経緯

| | |
|----------------|---|
| 令和2年5月1日 | マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始 |
| 令和2年5月7日 | オンライン申請の給付を開始 |
| 令和2年5月22日 | 申請書を郵便局に差し出し |
| 令和2年5月23日 | 郵便局にて市内ほとんどの世帯に配達を完了 |
| 令和2年5月25日 | 全体の約22%に当たる6,390世帯から申請書が市に届く |
| 令和2年6月4日 まで | 全体の約88%に当たる25,543世帯から申請書が届く |
| 令和2年6月5日 | 郵送申請について第1回目として全体の約27%に当たる7,772世帯に18億1,980万円を振込依頼 |
| 令和2年7月2日 | 全体の約2.2%に当たる未申請の632世帯へ申請勧奨はがきを発送 |
| 令和2年8月4日 | 全体の約0.9%に当たる未申請の275世帯へ再度申請勧奨はがきを発送 |
| 令和2年8月31日 | 給付申請期限 |
| 令和2年9月8日 | 最終支払日 |

2 給付結果

| | 対象 世帯数 | 対象 人数 | 給付 世帯数 | 給付人数 | 世帯 給付率 | 個人 給付率 | 未申請 世帯 |
|-------------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|
| オンライ ン申請 | | | 624 | 1,452 | 2.14% | 2.34% | |
| 郵送申請 | | | 28,373 | 60,511 | 97.38% | 97.43% | |
| 合 計 | 29,136 | 62,109 | 28,997 | 61,963 | 99.52% | 99.76% | 139 |

令和3年度から令和4年度にかけての給付金事業について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)

◆子育て世帯への臨時特別給付

児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行う。

◆住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にある世帯に10万円の給付を行う。

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議)

◆低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(児童一人当たり一律5万円)をプッシュ型で給付する。

◆住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図る。

令和4年9月9日物価・賃金・生活総合対策本部

◆電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する。

◆新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充

○子育て世帯応援給付金(市独自事業)

0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり2万円相当の給付を行う。

■ 給付実績について（社会福祉課実施分）

○ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

・ 令和3年度分

| 区分 | 対象者 | 給付決定 | 給付額 |
|--------|-------|-------|-------------|
| 非課税世帯 | 7,599 | 6,804 | 680,400,000 |
| プッシュ型 | 7,580 | 6,785 | 678,500,000 |
| 申請分 | 19 | 19 | 1,900,000 |
| 家計急変世帯 | 21 | 21 | 2,100,000 |
| 合計 | 7,620 | 6,825 | 682,500,000 |

・ 令和4年度運用改善分

| 区分 | 対象者 | 給付決定 | 給付額 |
|--------|-----|------|------------|
| 非課税世帯 | 766 | 685 | 68,500,000 |
| プッシュ型 | 766 | 685 | 68,500,000 |
| 申請分 | 0 | 0 | 0 |
| 家計急変世帯 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 766 | 685 | 68,500,000 |

【事業費】 751,000,000円

【事務費】 13,605,165円

○ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

| 区分 | 対象者 | 給付決定 | 給付額 |
|--------|-------|-------|-------------|
| 非課税世帯 | 7,692 | 6,669 | 333,450,000 |
| プッシュ型 | 7,692 | 6,669 | 333,450,000 |
| 申請分 | 0 | 0 | 0 |
| 家計急変世帯 | 19 | 19 | 950,000 |
| 合計 | 7,711 | 6,688 | 334,400,000 |

【事業費】 334,400,000円

【事務費】 7,295,160円

新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金について

| | 給付金名 | 給付金の趣旨 | 支給対象者 | 支給額 | 給付件数 | | 給付総額 (千円) |
|-----------------------|---------------------------------|---|---|--|---------------|-----------|--------------|
| 令和2年度 | 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため | ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1世帯5万円 ・ 第2子以降1人につきプラス3万円 | 1,162世帯 | 第2子以降680人 | 78,500 |
| | | | ②公的年金等を受けていることにより令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される者 ※すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている者だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部または一部停止されたと推測される者も対象 | | 28世帯 | 第2子以降18人 | 1,940 |
| | | | ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者 | | 70世帯 | 第2子以降54人 | 5,120 |
| | | | ①②の該当者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している者 | | 1世帯 プラス5万円 | 150世帯 | 7,500 |
| 令和3年度 | 子育て世帯生活支援特別給付金 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を支援するため | ・ 令和3年4月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。） | 対象児童1人につき5万円 | 928人 | 46,400 | |
| | | | ・ 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 | | | | |
| | 子育て世帯への臨時特別給付金（先行給付分） | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため | ・ 令和3年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者 | 対象児童1人につき5万円 | 379人 | 18,950 | |
| | | | ・ 令和3年9月分の法による児童手当の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。） ・ 令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。） | | | | |
| 子育て世帯への臨時特別給付金（追加給付分） | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため | ・ 高校生を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。） | 対象児童1人につき5万円 | 1,700人 | 85,000 | | |
| | | ・ 令和3年9月分の法による児童手当の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。） ・ 令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。） ・ 高校生を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者である者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。） | | | | | |

| | 給付金名 | 給付金の趣旨 | 支給対象者 | 支給額 | 給付件数 | 給付総額 (千円) |
|-------|--|---|---|--------------|--------|--------------|
| 令和4年度 | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞うため | ・令和4年4月分の児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。 | 対象児童1人につき5万円 | 855人 | 42,750 |
| | | | ・公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 | | 7人 | 350 |
| | | | ・令和4年4月分の児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者 | | 10人 | 500 |
| | 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞うため | 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）を養育する父母等のうち令和4年度住民税（均等割）が非課税の者 | 対象児童1人につき5万円 | 390人 | 19,500 |
| | | | 令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者 | | 35人 | 1,750 |
| | 子育て世帯応援給付金（市独自） | 新型コロナウイルス感染症及びエネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、もって子どもの健全な育成に資するため | 平成16年4月2日から令和5年3月31日までに生まれた児童 | 対象児童1人につき2万円 | 1,474人 | 29,480 |

新型コロナウイルス感染症対策に関連する補助について

| 年度 | 補助事業名 | 補助内容 | 金額（円） |
|-------|------------------------------------|---|------------|
| 令和元年度 | 新型コロナウイルス感染症対策事業費（単市） | 新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品・備品購入に対する補助 私立保育園10園、小規模2園、病児保育所1か所 | 2,777,195 |
| 令和2年度 | 新型コロナウイルス対策費（単市） | 県が布製マスクを斡旋（総務課予算の執行委任） 幼児用385円×3,000枚 + 大人用400円×1,000枚 | 171,500 |
| | 私立保育園副食費補助事業（単市） | 4/21～4/30登園自粛、5/1～5/24臨時休園の決定が急であったため、既に発注している食材が過発注となったことよって生じた損失を補填 | 1,022,138 |
| | 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 | 新型コロナウイルス感染症対策として保育所及び子ども・子育て支援事業を実施している事業所に対する補助 | 17,202,444 |
| | 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業（保育対策総合支援事業） | 新型コロナウイルス感染症対策として保育所等が支出した経費に対する補助（公立保育所等の該当経費を含む） | 6,354,826 |
| | 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業（子ども・子育て支援事業） | 新型コロナウイルス感染症対策として子ども・子育て支援事業を実施している事業所に対する補助（公立施設の該当経費等を含む） | 6,207,078 |
| | 相談支援体制強化事業 | 地域子育て拠点事業において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築及び強化に資する取組を行った事業所に対する補助 | 500,000 |
| | 放課後児童対策事業 | 学校の臨時休業が急遽決定したことから児童クラブの支援員が不足したため、学校支援員に児童クラブ支援員の補助を依頼した委託料 | 21,940 |
| | 放課後児童対策事業 | 学校の臨時休業期間中において、児童クラブを通常より早い時間から開所することに伴い、追加することとなった経費について増額した委託料 | 1,490,700 |

| | | | |
|-------|--|---|-----------|
| 令和3年度 | 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業 (保育対策総合支援事業) | 新型コロナウイルス感染症対策として保育所等が支出した経費に対する補助 (公立保育所等の該当経費を含む) | 8,046,758 |
| | 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業 (子ども・子育て支援事業) | 新型コロナウイルス感染症対策として子ども・子育て支援事業を実施している事業所に対する補助 (公立施設の該当経費等を含む) | 5,283,200 |
| 令和4年度 | 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業 (保育対策総合支援事業) | 新型コロナウイルス感染症対策として保育所等が支出した経費に対する補助 (公立保育所等の該当経費を含む) | 6,849,373 |
| | 新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業 (子ども・子育て支援事業) | 新型コロナウイルス感染症対策として子ども・子育て支援事業を実施している事業所に対する補助 (公立施設の該当経費等を含む) | 9,534,372 |
| | 保育所等物価高騰緊急対策支援事業(単市) | 新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰に緊急的に対応するため、光熱水費等支出の増加相当額を私立保育所等に対し補助 | 4,065,000 |
| | 保育所等副食費等物価高騰緊急対策支援事業 (県費・一部単市) | 新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰に緊急的に対応するため、食料費支出の増加相当額を私立保育所等に対し補助 | 2,414,000 |

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業

単位:円

| 年度 | 充当額 |
|-----------|---------------|
| 令和2年度 | 811,033,000 |
| 令和3年度 | 349,454,000 |
| 令和4年度(予算) | 667,392,000 |
| 合計 | 1,827,879,000 |

令和2年度実績

単位:円

| | 担当課 | 事業名 | 総事業費 | 交付金充当額 |
|----|---------|-----------------------|-------------|-------------|
| 1 | 総務課 | 感染拡大防止事業 | 13,313,476 | 12,000,000 |
| 2 | 企画課 | 新生児応援金給付事業 | 32,490,330 | 27,000,000 |
| 3 | 健康増進課 | 発熱外来設置事業 | 1,959,355 | 1,000,000 |
| 4 | 商工労働課 | 山陽小野田市事業継続給付金事業 | 236,062,764 | 235,000,000 |
| 5 | 商工労働課 | 商品券(スマイルチケット(仮称))発行事業 | 339,777,351 | 339,000,000 |
| 6 | 学校教育課 | GIGAスクール構想環境整備事業 | 136,313,390 | 135,000,000 |
| 7 | 社会福祉課 | 感染拡大防止事業(避難所) | 1,179,750 | 1,000,000 |
| 8 | 社会福祉課 | 避難所における感染予防対策 | 1,830,512 | 1,000,000 |
| 9 | 情報管理課 | WEB会議環境整備事業 | 2,683,089 | 2,000,000 |
| 10 | 学校教育課 | 修学旅行キャンセルに伴う補てん事業 | 1,627,541 | 1,000,000 |
| 11 | 学校教育課 | 学校保健特別対策事業費補助金 | 23,339,256 | 6,000,000 |
| 12 | 学校教育課 | 公立学校情報機器整備費補助金 | 2,447,984 | 1,000,000 |
| 13 | 健康増進課 | 新型コロナウイルス感染防止対策事業 | 21,861,782 | 10,000,000 |
| 14 | デジタル推進室 | 無線システム普及支援事業費等補助金 | 64,083,000 | 40,033,000 |
| 合計 | | | 878,969,580 | 811,033,000 |

令和3年度実績

単位:円

| | 担当課 | 事業名 | 総事業費 | 交付金充当額 |
|----|-------|------------------------|-------------|-------------|
| 1 | 商工労働課 | 商品券(スマイルチケット)発行事業 | 340,400,181 | 301,972,000 |
| 2 | 中央図書館 | 電子図書館システム導入事業 | 10,942,052 | 10,000,000 |
| 3 | 情報管理課 | 文化会館WEB会議環境整備事業 | 2,013,000 | 2,000,000 |
| 4 | 商工労働課 | 飲食店及び飲食店関連事業者等に対する支援事業 | 33,200,000 | 33,000,000 |
| 5 | 情報管理課 | 端末整備事業 | 3,575,223 | 2,482,000 |
| 合計 | | | 390,130,456 | 349,454,000 |

令和4年度実績

単位：円

| | 担当課 | 事業名 | 総事業費 | 交付金充当額 |
|-----|----------|---|-------------|-------------|
| 1 | 総務課 | 文書管理システム更新事業 | 1,894,200 | 1,894,000 |
| 2 | 総務課 | 本庁舎環境改善事業 | 1,026,080 | 1,025,000 |
| 3 | 人事課 | 庶務事務システム導入事業 | 5,676,000 | 5,676,000 |
| 4 | デジタル推進室 | DX連携プラットフォーム形成事業 | 3,968,729 | 3,968,000 |
| 5 | デジタル推進室 | アプリを活用した情報発信充実事業 | 2,099,460 | 2,099,000 |
| 6 | 子育て支援課 | 公立保育所栄養管理ソフト導入事業(日の出) | 742,665 | 248,000 |
| | 子育て支援課 | 公立保育所栄養管理ソフト導入事業(厚陽) | | 247,000 |
| | 子育て支援課 | 公立保育所栄養管理ソフト導入事業(ねたろう) | | 247,000 |
| 7 | 商工労働課 | 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業等支援事業 | 810,000 | 810,000 |
| 8 | 農林水産課 | 6次産業化・農商工連携応援事業 | 875,380 | 875,000 |
| 9 | 農林水産課 | 新規就農者支援事業 | 1,696,000 | 1,696,000 |
| 10 | 学校教育課 | 公立学校情報機器整備補助金(GIGAスクール推進事業) | 6,365,700 | 4,000,000 |
| 11 | 学校教育課 | 埴生幼稚園栄養管理ソフト導入事業 | 247,555 | 247,000 |
| 12 | 学校教育課 | 健康診断器材の滅菌消毒業務委託 | 951,962 | 951,000 |
| 13 | 商工労働課 | スマイルチケット発行事業(国予算R3) | 342,317,531 | 341,528,000 |
| 14 | 学校教育課 | GIGAスクール推進事業(フィルタリング) | 55,567,108 | 50,433,000 |
| 15 | 教育総務課 | 学校和式トイレ洋式化事業 | 2,789,600 | 2,789,000 |
| 16 | シティセールス課 | 山口県央連携都市圏域事業 | 729,735 | 729,000 |
| 17 | 子育て支援課 | 子育て世帯応援給付金事業 | 181,973,037 | 181,908,000 |
| 18 | デジタル推進室 | デジタルデバйд対策事業 | 1,498,493 | 1,498,000 |
| 19 | 市民課 | コンビニ交付推進事業 | 1,891,175 | 1,891,000 |
| 20 | 子育て支援課 | 保育所等物価高騰緊急対策支援事業 | 4,065,000 | 4,065,000 |
| 21 | 学校給食センター | 小中学校給食費支援事業 | 2,750,172 | 2,750,000 |
| 22 | 健康増進課 | 妊娠出産子育て支援交付金【出産応援ギフト事業分】 | 23,147,963 | 2,000,000 |
| 23 | 子育て支援課 | 妊娠出産子育て支援交付金【子育て応援ギフト事業】 | 13,500,000 | 2,000,000 |
| 24 | 子育て支援課 | 出産祝金給付事業 | 15,477,404 | 15,477,000 |
| 25 | 子育て支援課 | 入学祝金給付事業 | 24,341,592 | 24,341,000 |
| 26 | 学校教育課 | 学校保健特別対策事業費補助金 | 19,515,309 | 9,000,000 |
| 27 | 子育て支援課 | 保育対策事業費補助金(保育環境改善等事業のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業に限る) | 6,949,373 | 3,000,000 |
| 合 計 | | | 722,867,223 | 667,392,000 |

新型コロナウイルス等感染症対策基金

単位：円

| 年度 | 基金積立額 | 充当額 | 年度末残高 | 充当額 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 令和2年度 | 38,057,240 | | 38,057,240 | 令和2年度決算額 |
| 令和3年度 | 1,000,347 | 795,000 | 38,262,587 | 令和3年度決算額 |
| 令和4年度 | 4,739,000 | | 43,001,587 | 令和4年度決算見込額 |
| 令和5年度 | 1,002,000 | 15,621,000 | 28,382,587 | 令和5年度決算見込額 |
| 小計 | 44,798,587 | 16,416,000 | | |

実績詳細

| 年度 | 概要 | 説明 | 積立 | 充当 | その他 |
|-------|-----------|-------------------|------------|-----------|----------------------|
| 令和2年度 | コロナによる不執行 | コロナによる事業費不執行分 | 3,365,000 | | 中学生海外派遣事業など |
| | コロナによる不執行 | コロナによる事業費不執行分 | 20,418,000 | | 職員研修事業など |
| | 団体からの寄付 | 寄附 | 20,000 | | |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | 100,000 | | |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | 203,857 | | |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | 500,000 | | |
| | サポート寄附 | 寄附 | 1,100,000 | | |
| | 個人からの寄付 | 寄附 | 29,335 | | |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | 314,048 | | |
| | サポート寄附 | 寄附 | 17,000 | | |
| | コロナによる不執行 | コロナによる事業費不執行分 | 11,990,000 | | 議会費（費用弁償、普通旅費）など |
| 令和3年度 | サポート寄附 | 寄附 | | | 46,000円を検温センサーへ充当 |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | | | 700,000円を検温センサーへ充当 |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | | | 1,000,000円を検温センサーへ充当 |
| | 充当 | 検温センサーへ充当 | | 795,000 | |
| | 利息 | 利息の振替 | 150 | | |
| | 利息 | 利息の振替 | 197 | | |
| | 予算積立 | 積立 | 1,000,000 | | |
| 令和4年度 | 企業からの寄付 | 寄附 | 200,000 | | |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | 1,000,000 | | |
| | 企業からの寄付 | 寄附 | 1,000,000 | | |
| | サポート寄附 | 寄附 | 1,037,000 | | |
| | 利息 | 利息の振替 | 2,000 | | |
| | 予算積立 | 積立 | 1,000,000 | | 見込 |
| | サポート寄附 | 寄附 | 500,000 | | |
| 令和5年度 | 予算積立 | 積立 | 1,000,000 | | |
| | 利息 | 利息の振替 | 2,000 | | |
| | 充当 | サテライトボックス設置（総務課） | | 6,000,000 | |
| | 充当 | 議会協議ブース設置（総務課） | | 2,500,000 | |
| | 充当 | 職員用抗原検査キット（人事課） | | 300,000 | 見込 |
| | 充当 | 中小企業相談所補助金（商工労働課） | | 960,000 | |
| | 充当 | セミセルフレジ導入（市民窓口課） | | 4,797,000 | |
| | 充当 | 消毒業務委託料（教育教育課） | | 1,064,000 | |

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（地方税関係）

1 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用

【措置状況の詳細は別紙資料1】

2 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

○30%以上50%未満減少している者 2分の1

○50%以上減少している者 ゼロ

※この措置による減収額については、全額国費で補填

【措置状況の詳細は別紙資料2】

3 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。

※この措置による拡充・延長による減収額については、全額国費で補填

【措置状況の詳細は別紙資料3】

4 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

※この措置による減収額については、全額国費で補填

【措置状況の詳細は不明】

環境性能割は県が徴収し市町へ交付するものとなっているが、その内訳等の詳細を通知されていないため

5 イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応

所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。

税額控除割合：道府県民税4%、市町村民税6%※（合計最大10%）

※本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限

【措置実績なし】

6 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

所得税において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられる場合には、当該措置の対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。

※今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応

【措置状況の詳細は不明】

【資料1】徴収の猶予制度の特例措置状況（令和2年度全税目）

実績

| 区 分 | 件数（件） | 猶予額（千円） | 繰越額（千円） |
|-------------|-------|---------|---------|
| 個人住民税 | 90 | 6,433 | 4,827 |
| 法人市民税 | 23 | 6,894 | 3,296 |
| 固定資産税・都市計画税 | 54 | 191,679 | 174,417 |
| 合計 | 167 | 205,006 | 182,540 |

※繰り越しは令和3年度へのもの

【資料2】中小事業者等に係るコロナ軽減（令和3年度固定資産税・都市計画税）

減収額

| 区 分 | 特例率 | 件数（件） | 軽減税額（千円） |
|-------------|-----|-------|----------|
| 家屋（固定資産税） | 1/2 | 64 | 30,104 |
| | 0 | 63 | 28,509 |
| 償却資産（固定資産税） | 1/2 | 54 | 27,532 |
| | 0 | 48 | 47,570 |
| 固定資産税計 | | 228 | 133,715 |
| 家屋（都市計画税） | 1/2 | 52 | 3,019 |
| | 0 | 40 | 3,964 |
| 都市計画税計 | | 92 | 6,983 |

【資料3】生産性革命の実現に向けたコロナ軽減（令和4年度固定資産税）

※令和3年度は申請なし

減収額

| 区 分 | 特例率 | 件数（件） | 軽減税額（千円） |
|------|-----|-------|----------|
| 償却資産 | 0 | 5 | 4,458 |

介護保険料の減免について

《介護保険料減免の実績》

| 年度 | 件数 | 合計金額 | 備考 |
|-------|-----|----------|----------|
| 令和2年度 | 15件 | 928,597円 | |
| 令和3年度 | 4件 | 188,828円 | 10分の8を減免 |
| 令和4年度 | 1件 | 82,020円 | 10分の8を減免 |

国民健康保険傷病手当金の決算額等推移

件数:件、金額:円

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 (決算見込み) | 令和5年度 (予算) |
|----|---------|--------|------------------|---------------|
| 件数 | 2 | 2 | 26 | — |
| 金額 | 217,096 | 66,878 | 830,481 | 1,000,000 |

令和2年度～令和4年度累計 件数 30

金額 1,114,455

金額／件数 37,149

○制度概要等

- ・ 対象者:①山陽小野田市国民健康保険 被保険者の方、②勤務先から給与を受けている方、③新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染の疑いがあるため就労できなかった期間がある方、④その就労できなかった期間について、給与の全部又は一部を受け取ることができなかった方
- ・ 適用期間:令和2年1月1日～令和5年5月7日までに感染し、療養のため就労できなかった期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)
- ・ 支給期間:就労することができなくなった日から起算して3日を経過した日から就労ができなかった期間
- ・ 支給金額:直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額(上限あり)×2/3×就労できなかった日数
- ・ 給付に対して、特別調整交付金による10/10の措置
- ・ 申請期限は2年(労務不能であった日ごとにその翌日から起算)となっているため、当面、各年度当初の予算計上が必要

国民健康保険料減免実績

◆ 申請内訳

| | 令和2年度 | | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | | 31年度分 | 2年度分 | | |
| 申請件数 | 144 | 68 | 76 | 22 | 9 |
| 承認 | 137 | 65 | 72 | 18 | 7 |
| 不承認 | 7 | 3 | 4 | 4 | 2 |

◆ 減免金額

件数：件、金額：円

| | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|----|------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| | | | 31年度分 | 2年度分 | | |
| 保険料減免 | 件数 | 137 | 65 | 72 | 18 | 7 |
| | 金額 | 15,675,820 | 2,233,570 | 13,442,250 | 2,770,140 | 1,584,590 |

令和2年度～令和4年度累計 件数 162

金額 20,030,550

金額／件数 123,645

◆ 減免基準

① 新型コロナウイルスの影響によって、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

- ・ 影響を受けた収入が、前年度と比較して3割以上の減少見込みであること
- ・ 世帯主の前年度所得合計が1,000万円以下であること
- ・ 減少見込み所得以外の所得が400万円以下であること

② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

◆ 財源

令和2年度・3年度 災害等臨時特例補助金（6/10）及び特別調整交付金（4/10）

令和4年度 特別調整交付金（10/10）

後期高齢者医療制度保険料減免実績

◆ 申請内訳

| | 令和2年度 | | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|------|-------|-------|
| | | 31年度分 | 2年度分 | | |
| 申請件数 | 6 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 承認 | 6 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| 不承認 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

◆ 減免金額

件数：件、金額：円

| | | 令和2年度 | | | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|----|---------|--------|---------|-------|-------|
| | | | 31年度分 | 2年度分 | | |
| 保険料減免 | 件数 | 6 | 3 | 3 | 0 | 0 |
| | 金額 | 271,109 | 59,054 | 212,055 | 0 | 0 |

令和2年度～令和4年度累計 件数 6
 金額 271,109
 金額／件数 45,185

◆ 減免基準

①新型コロナウイルスの影響によって、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

- ・ 影響を受けた収入が、前年度と比較して3割以上の減少見込みであること
- ・ 世帯主の前年度所得合計が1,000万円以下であること
- ・ 減少見込み所得以外の所得が400万円以下であること

② 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

◆ その他

減免の決定は山口県後期高齢者医療広域連合。市は減免申請の受付のみ。